

淀川水系における水資源開発基本計画の変更について意見を述べることにつき議決を求めることについて

1 提案の趣旨

淀川水系における水資源開発基本計画（以下、「淀川フルプラン」という。）の変更について、国土審議会水資源開発分科会淀川部会等において、審議が進められてきた。変更の際して、国土交通大臣は、水資源開発促進法（昭和36年法律第217号）第4条に基づき関係府県知事の意見を聴くこととされており、2月1日付けで知事意見聴取があったところである。滋賀県では、知事意見を述べることについて、滋賀県議会基本条例（平成26年滋賀県条例第8号）第7条により議決事件としていることから、今般議決を求めるものである。

2 淀川フルプランの概要

水資源開発促進法においては、産業の発展や都市人口の増加に伴い広域的な用水対策をする必要のある水系を「水資源開発水系」として指定し、その水資源開発水系においては「水資源開発基本計画」（フルプラン）を策定することとしている。

現在、水資源開発水系として指定されているのは、利根川、荒川、豊川、木曾川、淀川、吉野川、筑後川の7つの水系であり、淀川水系においては、「淀川水系における水資源開発基本計画」に基づき、総合的な水資源の開発と利用の合理化が進められている。

なお、近年の水資源を巡るリスク（渇水、大規模自然災害、施設の老朽化等）が顕在化している状況を踏まえ、今回の変更において、従来の需要主導型の水資源開発の促進からリスク管理型の水の安定供給を目指す計画への転換が図られる。

【次期淀川フルプラン（案）】

● 前文

- ・ 淀川水系の特徴
- ・ 顕在化している水需給を巡るリスクについて
- ・ PDCAサイクルの導入 等

1 水の用途別の需要の見通し及び供給の目標

- (1) 水の用途別の需要の見通し
- (2) 供給の目標

2 供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項

「供給量もしくは供給区域を変更する事業」と「供給量及び供給区域の変更を伴わない事業」に分けて記載。

3 その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項

- (1) 関連する他計画等との関係
- (2) ハード対策とソフト対策の一体的な推進
 - ・ 需要面と供給面からの対策の推進
 - ・ 渇水対策の推進
 - ・ 水文化や水資源の大切さについての普及啓発 等
- (3) 気候変動リスクへの対応
- (4) 地域の実情に応じた配慮事項
- (5) **琵琶湖の恵みの継承**
 - ・ **琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針との整合**
 - ・ **水位低下による湖沼環境等への影響**
 - ・ **滋賀県の琵琶湖からの取水 等**
- (6) 先端技術の活用による社会課題への対応
- (7) リスクマネジメントに基づく PDCA サイクルの徹底

3 検討のポイント

(1) 水需給バランス

次期淀川フルプランの目途年度である令和 12 年度において、現行のとおり供給可能量で、需要想定値を上回ることが、国により示されており、新たに水資源開発等を行わなくても、必要な水量が確保できることが確認された。

(2) 琵琶湖に関する記載の充実

琵琶湖保全再生法の制定等、国民的資産である琵琶湖の保全及び再生を図ることの認識が高まったこと等を背景に、新たに「琵琶湖の恵みの継承」の項目が設けられ、湖沼環境保全に努めること等が記載された。

(3) 滋賀県の琵琶湖からの取水の確保

滋賀県が必要とする水量のうち琵琶湖から取水する量の見込みは「従前のとおり」とすることが記載され、滋賀県として、水資源開発にかかる費用を負担することなく、引き続き十分な水量を琵琶湖から取水できることが確認された。

(4) 水資源開発に伴う琵琶湖への新たな負荷

次期淀川フルプランにおいて、琵琶湖の水利用にかかる新たな水資源開発は行われな
いこと（琵琶湖へ新たな負荷がないこと）が確認された。

(5) 丹生ダム建設事業中止に伴う対応等

丹生ダム建設事業中止に伴い必要となる工事等について独立行政法人水資源機構が実施すること、また水源地域対策について記載された。

4 知事意見（案）

琵琶湖淀川水系では、琵琶湖は常に主要な水源であり、従前より、水資源開発基本計画に基づき琵琶湖開発事業等が行われ、京阪神地域の増大する水需要に応じてきた歴史がある。当該水系においても、開発水量の確保が概ね達成される見通しとなり、需要主導型の水資源開発の促進からリスク管理型の水の安定供給への転換が図られる中、主要な水源である琵琶湖の果たす役割について、一層の重要性を認識する必要がある。

また、琵琶湖は、利水上重要な役割を担っているのみならず、多数の固有種が存在するなど豊かな生態系を有し、貴重な自然環境および水産資源の宝庫であり、人々に潤いや安らぎを与える心の支えとして幾多の恵みを与え続けている。こうした価値を有する琵琶湖の水位低下は、単に京阪神地域の人々の社会生活への影響にとどまらず、琵琶湖の環境にも影響を与えるおそれがある。

このことから、琵琶湖を主要な水源として擁する「淀川水系における水資源開発基本計画」の推進にあたっては、これまでの水資源開発等の歴史を踏まえるとともに、気候変動のリスク増大、生物多様性の重要性、危機時における対応など、幅広い課題を視野に入れ、着実に進められるとともに、以下の事項について特段の配慮を求める。

1 琵琶湖への新たな負荷に関すること

需要主導型の水資源開発の促進からリスク管理型の水の安定供給を目指す計画へ転換が図られる中、琵琶湖へ新たな負荷を与えることのないよう、水の適正な利用の推進や既存施設の有効利用等により適切に対応すること。

2 琵琶湖の水位低下の抑制に関すること

琵琶湖の水位低下は琵琶湖およびその周辺の自然環境や県民生活に大きな影響を与えるおそれがあることから、淀川水系ダム群との統合管理や下流維持流量の適切な管理により、できる限り琵琶湖の水位低下の抑制を図ること。

3 琵琶湖の保全および再生に関すること

平成27年に施行された「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」の趣旨を十分に踏まえ、国民的資産である琵琶湖とそれを取り巻く森林等集水域の一体的な保全および再生について、関係機関と連携して取り組むこと。

とりわけ、琵琶湖北湖の全層循環の未完了等、気候変動の影響と考えられる未経験の現象が確認されていることから、効果的かつ効率的なモニタリングの実施や、水陸移行帯が有する生態的機能の再生を目指し、内湖、ヨシ帯、水路、横断方向の水の流れとつながりなどの連続性の確保について、本県と連携して取り組むこと。

4 琵琶湖開発施設の適切な維持管理に関すること

琵琶湖開発事業により生じた琵琶湖開発施設については、水の安定供給に併せて、周辺地域の治水や生活環境等の保全のため重要な施設であり、独立行政法人水資源機構において、将来にわたって適切な維持管理を行うこと。

5 滋賀県の琵琶湖からの取水に関すること

本県は琵琶湖を有する水源県であり、人々の暮らしは古くから琵琶湖と共にあった。また、たびたび大きな洪水被害に見舞われたことから長年治水に取り組みつつ、県民は、琵琶湖から取水した水はいずれ琵琶湖へ戻るということを自覚し、一体となって水質保全や水源かん養等の取組を積極的に進め、琵琶湖の水資源を守りながらこれを利用してきた。

将来にわたり、本県の、この琵琶湖取水が確保できるよう配慮すること。

6 丹生ダム建設事業の中止等に伴う水源地域等への配慮・措置に関すること

ダム建設事業によって移転を余儀なくされるなど、生活環境や産業基盤等に多大な影響を被ってきた水源地域に十分配慮し、適切かつ十分な措置を講じること。

とりわけ、丹生ダム建設事業の中止に関しては、その経緯を踏まえ、社会資本整備の遅れや、水源地域の荒廃、過疎化の進行などの課題や地域の要望に対応し、姉川・高時川の河川改修や高時川の瀬切れ対策に対して調整・支援を行うとともに、水源地域等の活性化に向けた地域整備について、平成28年9月に締結された「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備に係る基本協定書」に基づき、関係機関と連携の上、長浜市北部地域の振興を見据え、責任を持って推進を図ること。

丹生ダムは事業中止が決定した後、地域振興等について関係機関と連携して対応しているところであるが、この経験を踏まえ、事業期間が極めて長い事業などについて、事業中止に伴う関係者の対応に関する新たなルールについて検討すること。

7 琵琶湖淀川流域圏における一体的・総合的な施策に関すること

琵琶湖淀川流域圏を自然と人とが共生する持続可能な活力ある流域圏として一体的に再生するため、琵琶湖淀川流域における治水、利水および環境上の課題について、流域圏の様々な関係機関と連携して取り組むこと。

5 経過と今後の予定

● 令和3年6月～令和4年1月

国土審議会水資源開発分科会淀川部会等で審議（6回）

県議会（環境・農水常任委員会）で説明・報告（4回）

● 令和4年2月1日

次期淀川フルプラン（案）について、国土交通大臣から関係府県知事に意見聴取

● 令和4年3月

知事意見（案）を県議会にて審議・議決。議決後、国に知事意見を回答

● 令和4年度上期～

関係府県知事の意見等を踏まえ、次期淀川フルプランを閣議決定、国土交通大臣決定

知事意見（案）の概要

● 知事意見（案）作成に当たっての基本的な考え方

- ・次期淀川フルプラン（案）については、本県の水需給バランスが引き続き確保され、琵琶湖への新たな負荷（新規の琵琶湖の水利用）も見込まれず、琵琶湖の恵みについての記載も追加されていること等から、計画を進めるに当たって留意されるべき点を中心に意見を述べる。
- ・前回の知事意見をベースに、琵琶湖総合開発を含む淀川フルプランの歴史と経緯を踏まえ、意見の前提となる考え方についても「前文」に明記する。

<作成方針>

- ① 従来から淀川フルプラン全部変更時に述べてきた県の考え方・意見については、次期淀川フルプラン（案）に十分な記載があると認められるものを除き、継続して述べる。
- ② 今回新たに示されたリスク管理型の水の安定供給にかかる観点から、必要な意見を述べる。
- ③ 「淀川水系河川整備計画」の変更についての知事意見（令和3年7月16日）および庁内関係所属・市町からの意見を参考にする。

<作成イメージ>

【前回知事意見】（平成21年1月22日）

- | | |
|---|---|
| <p>○ 前文</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下流の水需要に应运てきたこと ・琵琶湖淀川水系の主要な水源である琵琶湖の重要性 ・琵琶湖の水位低下と生態系等への影響 <p>I 琵琶湖を守ること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 琵琶湖への新たな負荷に関すること 2 需要と供給の両面からの総合的な施策の推進に関すること 4 琵琶湖の水位低下の抑制に関すること 8 琵琶湖の総合的な保全に関すること | <p>II 滋賀県の琵琶湖からの取水に関すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 5 滋賀県の琵琶湖からの取水に関すること <p>III その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 渇水に対する安全の確保に関すること 6 丹生ダム建設事業見直しに関すること 7 水源地への配慮と措置に関すること 9 琵琶湖淀川流域圏の新たな仕組みづくりに関すること 10 水文化の保全と継承、水資源についての普及啓発等に関すること |
|---|---|

【淀川水系河川整備計画の変更についての知事意見】

【庁内関係所属・市町からの意見】

【知事意見（案）】

- | | |
|---|--|
| <p>○ 前文（①、②）＝前提となる考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下流の水需要に应运てきたこと ・琵琶湖淀川水系の主要な水源である琵琶湖の重要性 ・琵琶湖の水位低下と生態系等への影響 ・<u>気候変動のリスク増大、生物多様性の重要性、危機時における対応等</u> <p>I 琵琶湖を守ること・リスク管理型のフルプランに関すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 琵琶湖への新たな負荷に関すること（①、②） 2 琵琶湖の水位低下の抑制に関すること（①、③） | <ol style="list-style-type: none"> 3 <u>琵琶湖の保全および再生に関すること（①、③）</u> 4 <u>琵琶湖開発施設の適切な維持管理に関すること（②）</u> <p>II 滋賀県の琵琶湖からの取水に関すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 5 滋賀県の琵琶湖からの取水に関すること（①） <p>III その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 6 <u>丹生ダム建設事業の中止等に伴う水源地域等への配慮・措置に関すること（①、③）</u> 7 <u>琵琶湖淀川流域圏における一体的・総合的な施策に関すること（①、③）</u> |
|---|--|

（I～IIIは、知事意見を内容ごとに再分類したもの。（ ）内の①～③は上記<作成方針>の番号。）



国水水計第 48 号
令和 4 年 2 月 1 日

滋賀県知事 殿

国土交通大臣
(公印省略)

淀川水系における水資源開発基本計画の変更について

淀川水系における水資源開発基本計画の全部を別添のとおり変更したいので、水資源開発促進法（昭和 36 年法律第 217 号）第 4 条第 5 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき、貴職の意見を求める。

淀川水系における水資源開発基本計画（案）

淀川水系は、古くから我が国の政治、経済、文化及び国際交流の中心的役割を担い、我が国の人口の約2割、経済規模の約2割を占める近畿圏の中心を貫き、近畿2府4県の社会経済活動を支える主要な水源として、極めて重要な役割を果たしている。

特に、琵琶湖は、利水上重要な役割を担っているのみならず、多数の固有種が存在するなど豊かな生態系を有し、貴重な自然環境及び水産資源の宝庫として、その恵みを将来にわたって享受することが重要である。

淀川水系の河川水の利用については、治水計画と整合を図りつつ、大阪市を中心とする地域産業経済の発展に伴う地域の水需要の増大に対応するため、多目的ダムの建設や琵琶湖開発事業等の取組を進めてきた。

他方、近年、危機的な渇水、南海トラフ地震をはじめとする地震及び洪水等による大規模自然災害並びに水資源開発施設等の老朽化・劣化に伴う大規模な事故等、水資源を巡る新たなリスクや課題が顕在化している状況にある。加えて、当該水系においては、上下流にわたっての繰り返し取水・排水が多く、有害物質が混入した場合には、多くの取水に支障をきたすおそれがある。

これらの事態の発生により水供給が停止した場合、近畿圏において長期間かつ広範囲に断水が発生する可能性があり、我が国の社会経済活動に与える影響は極めて大きい。

このようなことから、水需給バランスの確保に加え、水資源を巡る新たなリスクや課題に対応していくこと及び起こり得る渇水リスクを幅広く想定して水需給バランスを総合的に点検しつつ、地域に即した対策を確実に推進していくことが必要である。

このため、既存施設を適切に維持管理していくことはもとより、ダム等の既存施設を最大限に有効活用していくことと合わせ、必要なソフト対策を一体的に推進し、生物多様性に十分配慮しつつ、安全で安心できる水を

安定して利用できる仕組みをつくり、水の恵みを将来にわたって享受できる社会を目指すものとする。

また、水資源の開発及び利用に当たっては、河川の源流から河口域に至る水系及び治水・利水・環境にわたる健全な水循環・物質循環系の一貫性を認識するとともに、関連する他計画等とも十分に整合を図り、水系全体として総合的かつ一体的なものとなるよう留意するものとする。

本計画の計画期間は、おおむね10箇年とし、リスクマネジメントに基づくPDCAサイクルを繰り返し、計画の見直しに反映するものとする。

1 水の用途別の需要の見通し及び供給の目標

水道用水及び工業用水の需要の見通しにおいては、社会経済情勢等に関する不確定要素及び水供給の過程で生じる不確定要素を考慮する必要がある、また、農業用水の需要の見通しにおいては、水利用形態及び時期別需要量の変化に留意し、経営規模の拡大及び高収益作物への転換等、地域農業の動向を踏まえる必要がある。

また、供給の目標は、危機的な渇水、南海トラフ地震をはじめとする地震及び洪水等による大規模自然災害並びに水資源開発施設等の老朽化・劣化に伴う大規模な事故等、発生頻度は低いものの水供給に与える影響の大きいリスクに対応することが必要となる。

これらを踏まえ、当該水系に各種用水を依存している三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の諸地域における水の用途別の需要の見通し及び供給の目標は次のとおりである。

(1) 水の用途別の需要の見通し

令和12年度を目途とする水の用途別の需要の見通しは、次のとおりと推定される。

① 水道用水の需要の見通し

近20年間の当該地域における当該水系に依存する水道用水の取水量は、やや減少で推移している。

令和12年度における当該水系に依存する水道用水の必要量は、今後の社会経済情勢等の動向及びその不確定要素、水供給の過程で生じる不確定要素並びに地域の個別施策を考慮すると、高位の推計においては現況と比較しやや

増加、低位の推計においては現況と比較しやや減少となるものと見込まれる。

② 工業用水の需要の見通し

近20年間の当該地域における当該水系に依存する工業用水の取水量は、やや減少で推移している。

令和12年度における当該水系に依存する工業用水の必要量は、今後の社会経済情勢等の動向及びその不確定要素、水供給の過程で生じる不確定要素並びに地域の個別施策を考慮すると、高位の推計においては現況と比較し増加、低位の推計においては現況と比較しおおむね横ばいとなるものと見込まれる。

③ 農業用水の需要の見通し

当該地域の農業の動向を踏まえると、農業生産の維持及び増進を図るため、当該水系に依存する農業用水の新たな必要量が見込まれる。

(2) 供給の目標

水供給に与える影響の大きいリスク及び当該地域の実情を踏まえ、供給の目標は次のとおりとする。

① 渇水に対する目標

当該水系で10箇年第1位相当の渇水と同程度の規模の渇水が発生した場合において、安定的な水の利用を可能にすること。

また、当該水系で既往最大級の渇水と同程度の規模の渇水が発生した場合において、生活・経済活動に重大な影響を生じさせない必要最低限の水を確保すること。

なお、当該水系における10箇年第1位相当の渇水は、平成6年度に発生した渇水を指す。また、既往最大級の渇水は、猪名川を除く淀川水系においては昭和14年度、猪名川においては平成6年度に発生した渇水を指す。

② 大規模自然災害に対する目標

地震及び洪水等による大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の水を確保するとともに、水資源開発基本計画に基づく事業により生じた施設の被害を最小限に留め、早期に復旧を図ること。

③ 施設の老朽化・劣化に対する目標

水資源開発基本計画に基づく事業により生じた施設の機能を将来にわたって維持・確保すること。

2 供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項

先に示した供給の目標を達成するために次の施設整備を行う。

なお、社会経済情勢等の変化を踏まえ、今後も事業マネジメントの徹底、透明性の確保及びコスト縮減等の観点を重視しつつ施設整備を推進するものとする。

川上ダム建設事業

事業目的 この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持（既設ダムの堆砂除去のための代替補給を含む。）を図るとともに、三重県の水道用水を確保するものとする。

事業主体 独立行政法人 水資源機構

河川名 前深瀬川

新規利水容量 約 3,500 千立方メートル

（有効貯水容量約 29,200 千立方メートル）

予定工期 昭和 56 年度から令和 4 年度まで

上記事業のほか、水資源開発基本計画に基づく事業により生じた次の表左欄に掲げる施設について、必要な機能向上及び更新等の改築事業（水の供給量及び供給区域の変更を伴わない事業に限る。）を、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、同表右欄に掲げる者が行うものとする。

施設名称	事業主体
淀川大堰	独立行政法人水資源機構
高山ダム	独立行政法人水資源機構
青蓮寺ダム	独立行政法人水資源機構
正蓮寺川利水施設	独立行政法人水資源機構
室生ダム	独立行政法人水資源機構
初瀬水路	独立行政法人水資源機構
一庫ダム	独立行政法人水資源機構
青土ダム	滋賀県
琵琶湖開発施設	独立行政法人水資源機構
布目ダム	独立行政法人水資源機構
日野川土地改良事業造成施設	農林水産省
日吉ダム	独立行政法人水資源機構
比奈知ダム	独立行政法人水資源機構
大宇陀西部土地改良事業造成施設	奈良県

大和高原北部土地改良事業造成施設	農林水産省
天ヶ瀬ダム	国土交通省

また、丹生ダム建設事業に関する事業実施計画の廃止に伴い追加的に必要となる工事等は、独立行政法人水資源機構が行うものとする。

3 その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項

(1) 関連する他計画等との関係

本計画の運用に当たっては、水循環基本計画、国土強靱化基本計画、気候変動適応計画及び淀川水系河川整備計画のほか、地震防災対策及び老朽化対策等の関連する各種計画との整合を図るものとする。水循環基本計画との整合に関しては、健全な水循環の維持又は回復に向けた取組を推進するため、流域水循環計画の策定等に努めるものとする。また、近年の豪雨災害等の頻発・激甚化を踏まえ、ダム再生及び事前放流等既存ダムの有効活用等による治水対策並びに流域のあらゆる関係者が協働して推進する流域治水との連携を図り、相互の取組の相乗効果が得られるよう進めるものとする。更に、脱炭素化に向けた取組及び持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組並びにこれらに伴う社会の変化を踏まえるとともに、社会経済情勢及び財政事情に配慮するものとする。

(2) ハード対策とソフト対策の一体的な推進

水資源を巡る様々なリスクや不確実性に対して柔軟・臨機かつ包括的に対応して水供給の全体システムとしての機能を確保していくために、危機時だけではなく平常時における水利用への対応も通じて、2に掲げる事業等のハード対策と合わせて地域の実情に応じたソフト対策を一体的に推進するものとする。

ハード対策については、ダム再生及び耐震対策等必要な機能向上のための改築を行うとともに、老朽化・劣化する水インフラに対して、ライフサイクルコストの縮減や年毎の費用の平準化を考慮し、点検・補修等の維持管理及び更新並びに既設ダムの効率的な堆砂の除去等の長寿命化対策を計画的に行う等、既存施設の徹底活用を基本戦略とする。

ソフト対策については、節水型社会の構築並びに水利用の合理化及

び雨水・再生水の利用のほか、水源地域対策の推進及び水資源の大切さ等についての教育・普及啓発等、関係者の連携による取組を推進するものとする。

1) 水供給の安全度を確保するための対策

水道用水について、10箇年第1位相当の渇水時を想定した当該水系からの供給可能量と、令和12年度における当該水系に依存する需要の見通しを比較した結果、奈良県では、供給可能量が需要の見通しの高位を下回りかつ低位を上回り、三重県、滋賀県、京都府、大阪府及び兵庫県では、供給可能量が需要の見通しの高位の推計を上回る状況となっている。

また、工業用水についても同様に比較した結果、滋賀県、大阪府及び兵庫県では、供給可能量が需要の見通しの高位の推計を上回る状況となっている。

このような状況を踏まえ、当該地域全体で安定的な水の利用が可能となるよう、以下のソフト対策に取り組むものとする。

(需要面からの対策)

① 節水型社会の構築

節水機器の普及、水道の漏水防止対策及び雨水・再生水の利用等、社会全体で節水の取組を引き続き推進するものとする。

また、節水の呼びかけ等により節水意識の普及啓発に努めるものとする。

② 水利用の合理化

水資源の有効利用の観点から、社会経済情勢等の変化等によって用途毎の需給にアンバランスが生じた場合には、地域の実情に応じて、関係者間の相互の理解を得つつ、用途をまたがった水の転用等の取組を推進するものとする。

(供給面からの対策)

① 地下水の保全と利用

当該地域における地下水マネジメントの取組と整合を図りながら、過剰採取による地盤沈下等の地下水障害に留意しつつ、適切な地下水の保全と利用を図るものとする。

② 雨水・再生水の利用の促進

雨水・再生水の利用については、健全な水循環の維持又は回復等に資する環境資源として、更なる利用に向け、技術開発等の推進及びその利用の促進を図るとともに地域の幅広いニーズ等状況に応じた活用を推進するものとする。

2) 危機時において必要な水を確保するための対策

水道用水について、危機的な渇水となる既往最大級の渇水時を想定した当該水系及び他水系からの供給可能量と、令和12年度における当該水系に各種用水を依存している6府県の諸地域における需要の見通しを比較した結果、大阪府及び兵庫県では、供給可能量が需要の見通しの高位の推計を下回りかつ低位の推計を上回り、三重県、滋賀県、京都府及び奈良県では、供給可能量が需要の見通しの高位の推計を上回る状況となっている。なお、6府県合計で見ると、供給可能量が需要の見通しの高位の推計を上回る状況となっている。

また、工業用水についても同様に比較した結果、滋賀県、大阪府及び兵庫県では、供給可能量が需要の見通しの高位の推計を上回る状況となっている。なお、3府県合計で見ると、供給可能量が需要の見通しの高位の推計を上回る状況となっている。

既往最大級の渇水が発生した場合は、上述のように平常時と同等な水利用は困難と想定されることを踏まえ、また、既往最大級の渇水を上回るより厳しい渇水が発生する可能性があることにも留意しつつ、需要側と供給側の両面から、当該地域の生活・経済活動に重大な影響を生じさせないように、以下のソフト対策に取り組むものとする。

(危機時に備えた事前の対策)

① 異常な渇水の発生に備え、取水制限等の需要側の対策と、渇水時の用水補給のために整備した施設の効果的な運用やダム容量の特定用途外への緊急的な活用といった供給側の対策等に係る水利使用の調整等、平常時からの備えを段階的かつ柔軟に検討を進め、取組を推進するよう努めるものとする。

また、危機的な渇水並びに地震及び洪水等による大規模自然災害並びに水インフラの老朽化・劣化に伴う大規模な事故等の危機時に

において、質・量ともに必要最低限の水を確保するため、応急給水体制の整備並びに緊急時に使用する水源としての地下水及び雨水・再生水の利用の取組を推進するよう努めるものとする。

更に、全国的な広域連携を含む災害時の相互支援に関する協定の締結、業務継続計画の策定及び資機材の備蓄等を推進するものとする。

- ② 関係者が連携して渇水による影響・被害を想定し、渇水による被害を軽減するための対策等を定める渇水対応タイムラインの運用を行うこと等により、当該地域の渇水被害の最小化を目指すものとする。
- ③ 危機時における迅速な対応に向け、各企業等及び災害拠点病院等の事業継続計画の策定を促進するための普及啓発等に努めるものとする。
- ④ 危機時にも水インフラが機能不全に陥らないよう、長寿命化計画等を策定し、老朽化対策、耐震対策及び耐水対策等を計画的に推進するものとする。

(危機時における柔軟な対応)

- ① 渇水による被害の防止・軽減のため、関係者や報道機関等と連携し、平常時及び渇水が発生するおそれのある早い段階からの情報発信と節水の呼びかけを促進するものとする。
- ② 異常な渇水の発生に備え、あらかじめ関係者間で水利使用の調整の考え方を検討し、その具体化を図るものとする。
- ③ 危機が発生した際の応急復旧の段階では、河川管理者、利水者及び関係府県等の関係者の調整により、柔軟な水供給が行えるよう努めるものとする。

3) 水源地域対策、教育・普及啓発等

- ① 水源地域の人々に対する共感と感謝の気持ちをもち、下流受益地域の自治体、住民及び企業等様々な主体による水源地域との交流等の拡大を図るとともに、水源地域の住民及び企業等の地域づくりの担い手が実施する地域活性化の取組を推進するものとする。
- ② 水資源の開発及び利用に当たっては、水源地域の人々の生活安定

及び福祉の向上に資するため、生活環境及び産業基盤等の整備を推進するとともに、ダム周辺の環境整備、水源の保全・涵養^{かん}及び土砂流出抑制に資する森林整備等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

③ 危機時において迅速かつ柔軟な対応ができるよう、平常時から節水型社会の構築に向けた理解促進を図るとともに、水文化や水資源の大切さ、過去の渇水被害や水を巡る地域の歴史及び防災についての教育・普及啓発に努めるものとする。

④ 水利用の過程において、安全でおいしい水の安定供給の確保が重要であることを流域全体の関係者間の共通の認識として、水質改善又は水質悪化のリスクの低減に資する取組を推進するものとする。

(3) 気候変動リスクへの対応

気候変動の影響によって変動する供給可能量及び需要量について、継続的にデータを蓄積・評価し、科学的知見の収集に努め、気候変動の渇水への影響の予測・評価手法の更なる進展及び将来予測・評価結果並びに適応策に関する知見等を踏まえ、適時、本計画に反映していくよう努めるものとする。

(4) 地域の実情に応じた配慮事項

① 水資源の開発及び利用に当たっては、流域単位での健全な水循環を重視して、河川整備等の現状を踏まえた治水対策と整合を図るとともに、水質及び自然環境等の河川・湖沼環境の保全並びに水力エネルギーの適正利用に努めるものとし、既存水利、水産資源の保護及び森林の保全等に十分配慮するものとする。

② 一部の地域では過去に地下水の採取により著しい地盤沈下が発生し、現状では沈静化傾向にあるものの、引き続き地下水利用が見込まれる。このため、地下水利用に当たっては、地下水採取の規制とともに地下水に関する観測や調査等を引き続き行い、地域の地下水を守り、水資源等として利用する持続可能な地下水の保全と利用を推進するものとする。

③ 渇水に対する適正な安全性の確保のため、水の循環利用のあり方、各利水者の水資源開発水量等を適正に反映した都市用水等の水利用

調整の有効性等及びこれまでの地域における水利用調整の考え方等について検討し、その具体化を図るものとする。併せて、異常な渇水時や事故等の緊急時における対応について、平常時から関係者の理解と合意形成に努めながら対策を確立するものとする。

- ④ 大規模経営体の増加や気候変動の影響等による営農形態の変化に伴い、必要となる農業用水を水量及び水質の両面から確保するため、農業用水の利用実態を把握し、農業水利を巡る課題への対応を進めるものとする。

(5) 琵琶湖の恵みの継承

琵琶湖の恵みを将来にわたって享受するため、その水資源の開発及び利用に当たっては、淀川水系河川整備基本方針及び琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針等と整合を図りつつ、琵琶湖から河口域に至るまでの一貫した健全な水循環の維持・回復に努めるとともに、生物多様性の保全及び再生を図り、湖沼環境の保全に努めるものとする。

特に、琵琶湖の水質悪化については琵琶湖からの補給に多くを依存する下流域に影響するおそれがあること及び水位操作による琵琶湖の水位低下については湖沼環境等に影響するおそれがあることに留意するものとする。

なお、供給の目標について、滋賀県が必要とする水量のうち琵琶湖から取水する量の見込みは従前のおりとし、これらの利用に当たっては合理的な利用と水源の水質保全に努めるものとする。

(6) 先端技術の活用による社会課題への対応

本計画の運用に当たっては、超スマート社会(Society5.0)の実現を目指し、AI技術やIoT等先端技術により、効果的かつ効率的な情報の収集及び共有並びに施設等の運用及び維持管理等を推進し、水資源に関する社会課題を解決していくよう努めるものとする。

また、洪水時の事前放流や渇水時の施設運用等において、従来の技術より長時間を対象とし、降水量等の不確実性を加味した気象・水文予測技術等の活用を推進する。

(7) リスクマネジメントに基づくPDCAサイクルの徹底

計画策定後、おおむね5年を目途に計画の点検を行うこととする。

計画の点検は、水需要の見通しと実績との比較、ハード対策及びソフト対策の進捗状況の確認、点検時までに発生した渇水等の水供給に影響を与えた事象を対象とした対策効果の確認等を行うこととし、点検結果を踏まえて、必要に応じて本計画の見直しを行うものとする。